

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第15号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間）</p> <p>第10条 育児休業条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号。以下「期末手当等規則」という。） 第2条第3号、第4号及び第10号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>（3）・（4） [略]</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間）</p> <p>第10条 育児休業条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号。以下「期末手当等規則」という。） 第2条第3号、第4号、<u>第10号及び第11号</u>に掲げる職員として在職した期間</p> <p>（3）・（4） [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。